

第四十回 参議院内閣委員会會議録第十六号

(二七五)

昭和三十三年三月三十一日(土曜日)

午後二時三十分開会

委員の異動

本日委員中野文門君辭任につき、その補欠として野田俊作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 石原幹市郎君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

野田 俊作君
一松 定吉君
松村 秀逸君
吉江 勝保君
伊藤 道雄君
横川 正市君
向井 長年君

委員以外の議員

議員

国務大臣

齋藤 昇君
藤枝 泉介君

政府委員

調達庁長官 林 一夫君
運輸大臣官房長 廣瀬 眞一君
運輸省海運局長 辻 章男君
運輸省鉄道監督局長 岡本 悟君
運輸省自動車局長 木村 陸男君

事務局側

常任委員 伊藤 清君
会専門員

説明員

運輸大臣官房人事課長 中野 大君
運輸省港務局技術参事官 佐藤 肇君
運輸省航空局技術部長 大沢 信一君

本日の會議に付した案件

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国防衛に関する調査案(太田大泉飛行場の返還に関する件)

○委員(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題にし、前回に引き続き質疑を行ないます。

政府側から出席の方は、齋藤運輸大臣、政府委員として、廣瀬官房長、木村自動車局長、辻海運局長、説明員として、中野官房人事課長、多田氣象庁次長、佐藤港務局参事官、木内船舶局教育課長、畑船舶局首席検査官、岡田港務局管理課長、岡部港務局建設課長、大沢航空局技術部長の方々にございます。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○齋藤哲夫君 航空局は見えていますか。

○委員(河野謙三君) 航空局は大沢航空局技術部長がお見えになっております。

○齋藤哲夫君 海運局と陸運局それから航空局ですね、この三つの点について種々伺いたいのですが、まず海運局ですね、海運局は、本省に海運局があつて、全国十カ所に地方海運局という海運局ができておる。さらにそれから、支局が五十七、支局の出張所が六十三、それから、海運局の直接の出張所が十九、こういう組織形態になっておるのでありますが、この支局以下になりますと、非常に人数が小さくなりまして、特にこの約八十幾つあります支局の出張所、あるいは局の出張所、こういうところは大抵一人いるという実情ですね。そこで、全体といたしまして、この海運局全体としまして、非常に人員不足のようでありまして、特にこの支局並びに出張所というところになりますと、ほんとうに人間が不足しておるのじゃないだろうかというふうに考えられるわけでありまして、この出張所がほとんど一人になつておりますが、漁船が対象になつて、漁船の検査あるいは船員法に基づくところの船員手帳あるいは海上勤務の保護、こういうようなものは一人でやつていくわけですね。勤務条件が非常にきつたようですけれども、これは海運局全体としまして今回の程度の人員がふえるのか、それからどの程度の人員を要求されたのか、その点をひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(廣瀬眞一君) 定員の関係でございますが、全般的に私が御説明をいたしますが、予算要求の際の要求人員につきましてはただいまちょっと

はつきり覚えておりませんが、現在御審議を願つております設置法の中で、全体といたしまして本省関係は現在の定員が一万三千八百五十五人でございまして、今回御審議を願おうとしておりますのは一万四千七百七十二人、それから船員労働委員会の関係が現在の定員が五十四名でございまして、これがこのまま五十四名、それから捕獲審査再審査委員会は現在五名がそのまま五名、海上保安庁関係が現在の定員が一万一千七十八人でございまして、これが三十七年度は一万一千五百五十五人、海難審判庁が現在まで二百三十三人が二百三十五人、氣象庁の関係が現在の定員が五千五百九十六人が三十七年度は五千九百三十三人、合計いたしまして現在の定員が三万八千八百二十一人が三十七年度は三万二千五百五十四人、合計いたしまして差引が千三百三十三人の増というふうになっております。

概括でございしますが、全体の定員関係について御説明申し上げました。

○齋藤哲夫君 全体は承知をしておるのですけれども、全体を聞いただけではわかりませんので、今問題にしております海運局関係ですね。これが何名ふえたのかというのを伺つておるわけですね。

○政府委員(辻章男君) 三十七年度の予算の人員関係の海運局関係についてお答え申し上げます。

要求いたしましたのは、船舶の積量測度の関係、また、船員法の改正の関係、港務運送事業法の関係等によりまして約八十三名の人員を要求したのでございますが、いずれも規定の人員の中ですけれども、いさゝか規定の人員の増は認められておりません。かような結果に相なつております。

○齋藤哲夫君 支局、それから出張所という段階になりますと、非常にまあたいへんなようですけれども、中でも出張所ですね、これは一人おられるのです。それで、漁船が対象になつておられますし、したがって、漁船です。日曜日、土曜日というわけにはいかないのです。土曜日だから休むというわけにはいかないし、日曜日だから休むというわけにはいかない。船が入つてくればやはりそれぞれの仕事をしなければならぬ。さらに、まあ入つてこないにしても、これは宿直をしなければならぬ、人がおるわけですから。そういうことで非常に用務多端になつて、てんてこ舞いをしておるようですね。病氣もできないという状態のようです。さらに今お話のようには、船員法の一部改正があつて、今までは漁船は三十トン以上を対象にしておつたけれども、二十トン以上になりますと、これは漁船に関する対象は非常にふえるわけですね。さらに今お話のありました港務運送事業法の一部改正、こういうものによつてさらにこういう仕事が増えるというのには、人間が全然ふえないということはないのですけれども、それはやりくり

できるというお考えでしょうか。一人おる出張所の実情を御存じになっておられるのかどうか、聞きたいと思ひます。

○政府委員(辻重男君) 御指摘のとおり、出張所につきましては一名配置のところは大部分であることはよく承知いたしております。で、事務がふえてくるのにそれでやっていけるかというお尋ねでございますが、大体出張所の主たる仕事は船員関係のいわゆる雇入れ、雇いどめの関係、船員手帳の関係等がおもでございます。今おっしゃるように、一名で、まあ病気がしたような場合にどうするかというふうな御趣旨かと思うのでございますが、そういう際には、長期にわたります場合は、支局なりあるいは本局なりから応援を出しまして処理をいたしておる次第でございます。何とか現在の定員で現在の行政事務は円滑にやっておりますと、かように考えております。

が、先ほど先生からお話しございましたように、出張所の数は八十一カ所でございます。その中で宿直はやつてございまして、日直だけ八十一全部やつてございまして。

○鶴岡哲夫君 だから八十一カ所あります出張所は一人庁です。ほとんどが、それが日曜日と日直をしなければならぬ、土曜日の半日も日直をしなければならぬというところであります。これは、一年じゅうの仕事から解放されないというところになるでしよう。病気をするとまぐら元に来て判こをとっていいという話です。そうならざるを得ない、一人です。その場合に日直料はどういうふうにしておられるのですか。一年じゅう日直料を払っておりますか。一年じゅう全部日曜日、土曜日日直料を払っておりますか。

○説明員(中野大君) 出張所には一名のところがございまして、ないし四名くらいのもともございまして、今先生が問題にしておられますのは一名だけのところでございますが、日直料を払っておりますのは、日直いたしましたときだけ支払っております。

わつてやる、日曜日もわつてやる、そしてその日曜日はその一人しかいない人、まあ自由に仕事から解放されるといふような措置をとっているようにですね。そういうような措置がとつておられないように私は見受けるわけですよ。どうもこの官庁というものは中央なりあるいはブロックごとに設けられてあるところの海運局、こういうところはいいのですけれども、支局なりさらに出張所になりますと、何か放置されている実情にあるように思ひますがね。今の当面問題にしておりますのは八十一あります出張所、一人のところはほとんどというこの出張所を放置されてはとんでもないかという気が私はするわけですよ。ところが、日直料の事情もわからない、とだけ支給するのかわからないというお話しや困ると思うのですけれどもね。私はどうしてもこれは人間をふやす必要がある。と同時に、少なくとも今法務局がとつておる程度の日直料というものは支給する必要があるのじゃないか。そういう便宜をはからなければどういふ人たちは一年じゅう仕事から解放されないということになる。あるいは二人のところがこれは日曜日は二人で交代しなければならぬことになる。病気をすることになつてしまふのです。そういう意味の配慮が払われていないのじゃないか。そこにもつてきて今回この船員法の改正によつて三十トンが二十トンになるというのを考えただけでもたいへんな事務量の増加だと思ひます。それを人間はふやさないといふことではなかなか私どもとしては納得できない。そういう点の関連について

ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(辻重男君) 御指摘のように、船員法の改正によりまして適用範囲が拡大になりますので、事務量はふえると思ひますが、これは各出張所すべてで先生の御指摘がございましたような事務の繁忙というところでもございせんので、緩急に應じてまして本局あるいは支局から人員を配置する等の措置を講じて、その仕事を円滑にやつていきたい。かように考えておる次第でございます。

〔委員長退席、理事石原幹市郎君着席〕

○鶴岡哲夫君 日直はどうなつておりますか。

○説明員(中野大君) 日直は一応予算として八十一人分ついてございまして、ただいま先生のお話のございましたような法務省のやり方も一応参考にいたしまして、この運用で万全を期して参りたい、こう思つております。

いという状態ですから。こうなることはわかつてゐる、漁村ですから。そういう中で日直料なりをいろいろのものでも明確を欠いているように思ひます。法務局の場合はすつきり答弁できました。一カ所一人というところが四百カ所ありました、びしやりと答弁できたのですけれども、何とも今の答弁では非常にあまいものように思ひます。何日分組んであるのです、八十一人について。

○説明員(中野大君) 詳細な資料が手元にございせんが、大体覚えておりますのは約六十一日分だと思ひます。

○鶴岡哲夫君 六十一日という数字になるはずがないですね。土曜日は入れないで日曜日と祭日だけで六十四あるのです、一年間に。いずれにいたしましても、海運局関係の人員並びにいろいろの労働条件についてもっと積極的な配慮をひとつ要望いたしておきます。

○鶴岡哲夫君 病気をした場合とかいう特殊な例の場合はともかくとしまして、とにかく土曜日も日曜日もないと、こう言われているのです。そこへもつてきまして、今お話のように、対象漁船というのが三十トンから二十トンに切り下がるということになりますと、それだけでも相当の事務量の増加だと思うのです。何とかやつておるといふお話ですけれども、もつとそれじゃ伺ひますが、これは宿直はどうなつておりますか、宿日直は、宿直も束縛されますと、これは一年じゅう仕事から解放されないということになるわけですよ。

○説明員(中野大君) 地方の海運局の出張所の宿日直の関係でございます。

○鶴岡哲夫君 それはあたりまえの話です。日直をしたときに払うわけであつて。ですが、これは一年じゅうやらなければならぬでしよう。一年日曜日を祭日を数えても六十四あるわけですよ。この間法務省設置法がかりまして、法務局の出張所ですね。これも大体一人庁が多いのです。四百カ所くらいある。そういうところでは、こ

としから六十四日の日直料を出しておられます。さらに場合によれば支局から——ここで言へば支局、向こうも支局ですが、支局の者が行つて日直をかわつてやる、日曜日もわつてやる、そしてその日曜日はその一人しかいない人、まあ自由に仕事から解放されるといふような措置をとっているようにですね。そういうような措置がとつておられないように私は見受けるわけですよ。どうもこの官庁というものは中央なりあるいはブロックごとに設けられてあるところの海運局、こういうところはいいのですけれども、支局なりさらに出張所になりますと、何か放置されている実情にあるように思ひますがね。今の当面問題にしておりますのは八十一あります出張所、一人のところはほとんどというこの出張所を放置されてはとんでもないかという気が私はするわけですよ。ところが、日直料の事情もわからない、とだけ支給するのかわからないというお話しや困ると思うのですけれどもね。私はどうしてもこれは人間をふやす必要がある。と同時に、少なくとも今法務局がとつておる程度の日直料というものは支給する必要があるのじゃないか。そういう便宜をはからなければどういふ人たちは一年じゅう仕事から解放されないということになる。あるいは二人のところがこれは日曜日は二人で交代しなければならぬことになる。病気をすることになつてしまふのです。そういう意味の配慮が払われていないのじゃないか。そこにもつてきて今回この船員法の改正によつて三十トンが二十トンになるというのを考えただけでもたいへんな事務量の増加だと思ひます。それを人間はふやさないといふことではなかなか私どもとしては納得できない。そういう点の関連について

○鶴岡哲夫君 何か支局から持つていくというふうなお話ですが、支局自身もたいへんなやうですけれどもね。そういうふうにおっしゃいますと、今度は旅費がたいへんですね。支局から出かけて行くにしましても、旅費だけでもたいへんになつて参りますよ、出張所に行くには。事実問題としては私はそれはなかなかできないと思ひます。ですから、やはり当初八十三名の要求を出された点について、できるだけ人員を確保するという努力をなさるべきだと思ひます。さらにそういうような非常にきつい勤務条件にあるところ、これは一日じゅう仕事に夜昼な

次に、陸運局について伺ひますが、自動車局、そしてこの九つでロックがあるわけですが、陸運局。そして都道府県に陸運事務所。この自動車局全体の問題につきまして、定員関係について伺ひますが、この自動車というものは爆発的に増加をいたしておるわけですが、二十五年から三十六年、三十七年、自動車量が約八倍にふえておりますね。それに対してその自動車行政を行なうところのこの自動車局の人員、これは二十五年が一番最高ですね。二十五年が一番最高で三十年まで減少して、漸次横ばい的にふえておられますけれども、また二十五年当時にははるかに及ばないのです。それで自動車量が八倍になつてゐる。そういう実情の

しかしきつい実情のもとにありますので、多少ずつふえて参りまして、ただいまのように、たとえば昭和三十年に比べますと、三十七年は本省、陸運局、陸運事務所を入れて、大体三割程度の増員にはなっております。そこで、昭和三十七年度の増員につきましては、きまりましたのは、定員六十九名の増員が決定いたしております。なお、従来三十九名の貸金職員をもつておったのでございますが、これの定員化、合わせまして約百八名という定員としての増員になるわけでございますが、要求いたしましたのは、こちらは二百五十名あまりの増員を要求いたしました。認められましたのは、ただいま申し上げましたとおりの数字でございます。そこで、自動車の増加の傾向

○鶴岡哲夫君 三割程度三十年から三十七年にかけてふえているというお話

です。出張検査をするとかいうのでありますけれども、旅費が非常に足りないのです。どこから出されるのだろうと思うのです。バス協会なりトラック協会なりが負担するのじゃないかという疑問すら持つのです。そういうことでは、これは自動車行政の根本がくずれるというふうに私は思いますが、それとも、そこら辺について自動車局長の見解を承りたいと思います。

○政府委員(木村睦男君) 業務量がふえることに對しまして人員が足りない点につきましては、先ほど大臣の申し上げたとおりでございますが、さらに仕事のやり方を根本的に洗い直しまして、簡素化、合理化をいたすことによって多少とも仕事量を簡略、少なくしていくということ、目下基本になつております自動車関係の法律の根本改正を検討いたしております。

それから出張検査その他におきまして、旅費あるいは出張旅費等が十分でないということも事実でございます。しかしながら、出張検査します場合に、関係の協会等の援助を仰ぐというふうなことは絶対にいたしてあります。網紀の肅正につきましては、強く下部のほうに徹底しまして、陸運事務所に責任を持って網紀の肅正をはからしてあります。

(理事石原幹市郎君退席、委員長着席)

それからさらに、今回の、先ほど申し上げました法律改正を提案しております、整備工場を活用いたします点は、御指摘のように、従来車検場におきまして検査をいたします場合に、関係協会等の手助けを受けておつたということは遺憾ながら過去においては認め

ざるを得ぬのでございますが、これも網紀肅正の立場からこの援助を断わるように強く指導いたしておりますが、このことと、それから今回の民間の優秀な整備事業工場を活用するということは全然別個でございます。今回の民間の優秀な整備工場を活用いたします点につきましては、申し上げましたように、明確に法律に基づいてこれを行ない、かつ、政府が取り締まり、監督、そういう面におきましても法律に基づきまして厳格にし得る仕組みにいたしまして行なうわけでございますので、その点は事実上手助けを受けておつた事柄とは全然別個でございますので、その点御了解願いたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) ただいま政府委員として岡本鉄道監督局長が出席されましたから御報告いたします。

○國體哲夫君 陸運事務所が、非常に車面検査にしましてもたいへんなようでありまして、また、白タクなり近年激増してきている無許可のトラック営業、こういうものの取り締まり等も深夜やられる場合が多いのであります。が、こういうことで仕事かふえておるにかかわらず、どうもそれに見合ったような待遇がとられていないように思ふのです。したがって、私はいろいろこまかく、専門家でですからそういう意味でこまかく聞いてみたいと思ふのです。ですけれども、あまりこまかくなりましても恐縮に思ひます。したがって、この陸運事務所関係の陸運、自動車局関係ですね、これの人員の増と、それから待遇の改善の問題について一そうのひと努力を強く要望いたしておきたいと思ひます。

最後に、この問題について自動車行政が非常にやかましく論議されておりますし、また、混乱しておるといふうにもいわれておりますが、その場合に、自動車局、陸運局、そして都道府県の陸運事務所、これを一元化するという問題について運輸省としてはどういふふうな考えを持っておられるのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(木村睦男君) 運輸省の担当しております自動車行政につきましては、これは、ただいまお話のとおりでございます。大体三段階に分かれております。一番下の段階であります陸運事務所が現在都道府県知事の下の中に入つておるのでございます。

これにつきましては自動車行政を縦に一本まとめた形において筋を通してやりたい、これがこの仕事をやりまします。また、仕事の能率の点から申し上げましても必要なことでありまして、自來運輸省といつたしましてはこの実現方に努力をして参つておるのでございまして、現在のところ陸運事務所はいまだその形態のままになっております。今後ともこの方向に向かいましてわれわれ関係者は努力いたしまして実現を期したい、かように考えております。

○國體哲夫君 次に、この航空局について、航空局、それから航空公安事務所、それから航空交通管制本部、また航空管制官についてお伺いしたいのですが、十五期生まで航空管制官は上級職として扱われておつた、十六期生から中級職というふうに取り扱われるというこのようであります。免状状

は全く同じよう、にもかかわらず、ここで線を引かれて十五期生までは上級職の取り扱いをして、それ以降の者については中級職の取り扱いをするというこのことについてどういふわけでそのような措置をとられるのか、その点をひとつお伺いいたします。

○説明員(大沢信一君) お答えいたします。航空交通管制という業務は、航空が再開いたしましたときに始まりました仕事でありまして、われわれ全然経験がございせんでした。使用いたしました言葉も外国語——英語でございます。英語を使用し、非常に困難な、責任は非常に重いのであります。困難な業務でございますので、最初、今御指摘のように、昭和三十三年までに入つた方、三十三年までは上級職として、つまりいわゆる旧制の大学卒業程度といふことであります。そういう學歷の者を採用したわけでございまして、しかし、その後この業務が逐次軌道に乗つて参りましたので、中級職、つまり大體短大卒、四年の大学の二年修了程度という中級職の待遇に切りかえております。ただいまお話のように、管制官としての技能証明を取得いたしました、上級であつても中級であつても同一の業務をいたすわけでございます。業務に対する責任その他には何の区別もございません。ただ上級職であり、あるいは中級職であるということによりましてこの待遇に差がございまして、われわれとしては、人事院にその改善方を要求いたしておりますが、とりあえずできる措置といたしまして昇格期間の短縮等を実際実施いたしております。

○國體哲夫君 三十三年までは特殊な

条件の中で大学卒を採用した、したがって、上級職になつておる。三十三年以降は、逐次軌道に乗り出してきたので短大卒の者を採用するようになった。したがって、中級職になった、こういうことですが、しかし、その職務の内容については同じだといふのであります。それについて差をつけるといふことについては、私のほうとしては理解できない。したがって、この問題については、今お話のように、人事院と折衝を進めておるといふことであります。航空管制官といふのは、實際私も行って見まして感じますことは、これを行(一)に、行(二)という行政職俸給表の一に該当するといふふうに見ること自体に、非常に無理があるのじゃないかといふふうに思つております。したがって、まあ特殊勤務手当といふようなものがつくといふことにもなるゆゑなんだろうと思ひますけれども、しかし、そういうものによつてカバーできない性格のものではないだろうか。したがって、私としては、その三十三年まで上級職として扱つてきたが、その仕事の内容そのものについては全く同じだといふならばその特殊性、今の仕事の特殊性を認めて、やはりそういうような待遇をする必要があるのじゃないかと、こう思つております。そこらへんについて承つておきたいと思ひます。

○説明員(大沢信一君) 御指摘のとおりでございます。私どもも大體同じ意見を持っております。したがって、管制官に対する特別俸給表の設定を先ほどの上級職、中級職の問題と合わせて人事院に要求中でございます。

○國體哲夫君 この航空管制官を私が

拝見させてもらったのは、埼玉にあり

本的に考えなければならぬのではな

ではなからうか。航空管制本部へ行

のではないかと、

拝見させてもらったのは、埼玉にあり
ます航空管制本部であります、昨年
でしたか拝見しましたのですが、なか
なかにへんな神経を使う非常に緊張
度の高い、そういうしかも責任の重た
い仕事ですね。そういう仕事であるに
かかわらず、どうも待遇が思わしくな
いのじゃないかというふうな感じを持
っておりまして、待遇の悪いという
実情、それに民間会社等の景気のいい
関係もあって、なかなか航空管制官の
人員を充足されるのに非常に困って
おられるのじゃないだろうか。やめて
く者が多いのじゃないかと私としては
思っておるわけですが、毎年六十名ほ
ど募集される、その募集に対して人が
集まらない。最初は半分以上としか
集まらない。そこで何回か募集を延ば
して、やっと六十名というものを採用
される。どうしても賃の低下はおお
くもないというところにならざるを得
ないと思いますが、さて入ってみまし
て一年たつて二年たつてようやく一人
前になると、続々やめたがる。やめる
、そこで新しい者を採用する。その人
員は大体そう不足はしていないけれ
ども、実際の態勢としては使えないも
のが、卵みたいな人たちがおるとい
うことで、非常に執務の条件が苦しい
うです。こういうことに対してどう
いう対策を考えておられるのか。最近
一、二年やめてやめるといふ場合に
、やめさせないという不満がある、人
権の問題じゃないかという論議まであ
る。そこへもつてきて、したがって、
無届欠勤も出てくるというふうな実情
にあるようですが、したがって、この
航空管制官の問題については、相当根

本的に考えなければならぬのではな
く、どうも思っておりますが、そこらへ
んについてどういふふうな考えておら
れるか伺いたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤實) 航空管制官の
問題は、おっしゃるとおりでございます
。私も実際の場面を見まして、その
感を深くいたしました。大沢君からお
答へいたしておりましたように、人事院
に対して特別給与表の設定を強く今要
望いたしております。また、勤務時
間その他勤務条件の改善等を一段と力
を加えなければならぬ、かように考
えておるわけでございます。できるだけ
早く御期待に沿うようにいたしたいと
思ひます。

○國田哲夫君 最近やめたいと言つて
も、やめさせない実情のようですね。
しかし、まあやめる人も出てくる。し
たがつて、態勢としては、人員はとも
かく整っているような形になってい
るけれども、態勢はきわめて不十分だ
ということになって、根本的に私は考
えなければならぬのじゃないかと思
うのです。これは経済的な給与関係が
悪いという面もありまして、それ
から環境が非常に悪いという点もあ
ると思ひます。埼玉のやつは地下壕
の——防空壕の中にありますが、非常
にきついようですが、今回は、あれは
防空壕から出るでしようね。出るの
でしようが、そういう意味で、もつと経
済的に考えないといふと、これはひど
いことになりはしないかという懸念を
するものですけれどもね。ですから、
経済関係を、もつとはっきり給与関係
をなさると同時に、厚生関係について
も十分配慮を払っていく必要があるの

ではなからうか。航空管制本部へ行
てみますと、確かにけつばな庁舎がで
きておりますが、しかし、実際現場で
仕事をしておる者、あそこにお勤め
する者は、九〇%以上は、あの防空壕
の中の仕事をする。約一〇%くらいの人
たちが、今のけつばな庁舎の中にお
られるという実情のようですね。すか
ら、環境の問題についてやはり考え
なければならぬ、給与についても考
えなければならぬと同時に、今、二十
四時間ですね。二十四時間の三交代で
八時間。これを六時間制にしたいとい
うことを言っておられるが、現実の問
題として六時間制にならないで、す
人員が少ないのだから。ですから、こ
れは六時間制というものをきつりと
するといふ、そういう配慮が要るのじ
やなからうかと思ひます。そういう点に
ついて、どういふふうに考えておられ
ますか。

○説明員(大沢信一君) 建物の件に關
しましては、すでに御承知でございます
すが、ただいまの地下壕の庁舎から東
久留米町に新築いたしました、建物は
三十六年度で完成いたし、あと一年中
身を装備いたしまして、三十七年度末
には移転できる準備が完了いたし、三
十八年の最初からそちらに移ります。
そういういたしますと、これは完全な近代
建築でございますし、換気、冷暖房の
装置も完備いたしております。また、
厚生施設の一角といたしましては、宿
舎も——あの辺に大きな団地ができて
ますが、あそこは約三千坪の土地を獲
得いたしました、宿舎を建設いたします
。いたしまして、宿舎を建設いたします
。待遇の給与の面につきましては、先
ほども申し上げましたように、根本的
な解決は、特別俸給表によるほかに

のではないかと思ひますが、それまで
のつなぎといたしまして、手当を昨年
度から五割増加いたしております。い
ろいろ原因がございまして、やめて
やめていく原因には、ただいま非常に
航空運送事業が急激に増加いたしま
して、運輸管理官といふものが事業
に必要な要件になっております。これは
なかなかどこにでもありませんで、管
制官出身、つまり、管制官の業務知識
を持った人から養成するのが非常に案
なものですから、その誘惑があること
は事実であります。しかし、管制官だ
けはなしに、この間も氣象庁で話が出
ておりましたが、航空機の検査官ある
いは従事者の試験官といふような、そ
ういふ特別な技術を持つております者
に対する要求も相当ございまして、担
当の課長も頭を痛めておりますので、
場合によつては、今困るというふうな
くらいのお話をした例があるかもしれ
ませんが、現に、きょうも一人管制官が
やめました、なかなか困つておる問
題でございます。絶対にいけないと
言つたところで、とめられませんが、
私としては、許さないという例は聞い
ておりません。

○國田哲夫君 この二十四時間三交代
制を六時間四交代制にするといふよう
な努力も払つてもらいたいと思ひます
し、それから特殊勤務手当について
も、もつとふやしていいのじゃない
か。御承知のように、鉱害関係の鉱山
監督官関係につきましても相当ふや
しておりました、もつとふやしていい
のじゃないかといふふうに思ひますし、
その辺の配慮が払われたいといふと、
非常に無理なことになりますですが

○説明員(大沢信一君) ただいまお答
え漏らしましたのですが、交代制につ
きましては、三十六年度から四直五交
代の定員を認められております。た
だ、急に定員を、もちろん人間を募集
いたしまして、訓練が必要でござい
ますので、これらの人が一人前になり
まして業務に入り、実質的に四直五交
交代制ができるのは、来年の中ごろで
はないかと思ひます。

○國田哲夫君 そういう場合に、そ
の、今八時間交代になっているわけだ
し、それを六時間交代にする。まあ、
いすれにしても、来年度の中ごろま
で、二時間よけに働かなければなら
ない。その場合、それを超過勤務手
当で手当をするとか何とか、そうい
ふふうな配慮が要るのじゃないかとい
ふに思ひます。それと、
さらにもう一つ伺いたいのは、私
もが行つてみまして感じますことは、
あの神経の使い方と記憶力の要る、さ
らに緊張度の高さ、こういう意味か
ら、三十五、六までの仕事じゃないだ
ろうかと思ひますが、そろそろ第一
期生の方々は、そろそろ年配に達する
と思ひますが、その後のその人たちの
処遇関係はどういふふうに考えてお
られるか。そういうような点が安定し
ないといふことも、なかなか行けない場合
もあるでしようし、若ければ別ですけ
れども、その点も心配するのですが、
どういふふうに考えておられますか。

○説明員(大沢信一君) わが国で初め
て始まりました仕事なものですから、
はたして何卒まで適性があるのか、あ
まり私のはっきりしたことはお答えは
できないのでありますが、すでに早く

○鶴岡哲夫君　　そういう人事院のきめ方がありますが、例外はあるわけでしょう。幾つもあるわけですから、そういう点について弱腰じゃだめですよ。人事院とやって認めさせればいいのです。こういうものは特殊性があるのですから、五等級以上は絶対出さなないというのじゃないのですから、そういう配慮が足りないのですね。それから先ほど申し上げました、国家試験を通じている者を、また局内で試験をしなければ出せないというそういうような点も、これは人事院と話をされて解決される、そういう努力が要るのじゃないかと思うのですがね。その点をひとつ要望しておきます。

○説明員(大沢清一君) 大體管制官と一緒に仕事をしておりますのですが、管制官はほかにごいませんが、通信関係はほかの役所にもございますので、そのバランスを考えなければいけませんので、今のところ、私たちのほうから、特に要求しておりません。

○鶴岡哲夫君 それは承知しておりましたが、しかし、この航空保安事務所関係の通信関係というものは、特殊性を主張する必要があると私は思うのです。全体としまして、どうも、この航空保安事務所関係についても、近年發

ら。その場合に、やはり運輸省関係、航空局関係が親身になって努力しなければ、人間が集まらないし、やめていくというようなことになると思いますね。そういうことが根本に備わらなければ、航空保安事務所というものは成り立つはずがないんですね。どうも自動車行政にしても、航空関係にしても、航空局関係の実際の仕事の問題に対して、私は運輸省関係は配慮が足りないというように思います。どこを向いているのかということになります。が、どうもほんとうに仕事をしている者に対する配慮が足りない。まあたくさん業界を相手にしておられますし、たいへんな問題をかかえておりますか

て。各省のいろいろな勤務条件と関連してみて、運輸省関係の勤務条件は特別に出先のところは悪いという印象を受けておりますから、運輸大臣のひとつ大きな奮励を望みたいと思います。

○国務大臣(藤澤昇君) 私么、運輸省に行つてその感を深くいたしておきます。

す。大いに奮励努力いたしたいと思ひます。

○石原幹市郎君　私は、今度の設置法の改正と関連して、港灣關係のことをちよつと聞いておきたいのですが、港灣と漁港というのはどういふふうな區別と漁港といふのはどういふふうな區別があるか、と聞いておきたいと思ひます。

りますか。

○説明員(佐藤肇君) 港それ自体を見ますと、大きな港の中でも、魚を扱うところもありますし、一般に共通した面が非常に多いと思いますが、港灣法並びに漁港法というのがございまして、港灣法は、これは地方公共団体がその管理者として設立をして、運輸大臣の認可を求める。漁港につきましては、もっぱら魚を扱うところについては、農林大臣が指定して港にするということで、実態は非常に似たものがありますが、おのおのの性質によって違わうございます。

○石原幹市郎君 そりすると、運輸省所管の港灣の中にも、船だまりという

ております。港灣の中にも、一部魚の取り扱いをする施設がやられておる場合がございしますが、もっぱら魚を扱う相違な施設であります。場合には、重要港灣におきましてはその中に漁港といふものを設けまして、一つの港灣の区域の中で農林省の所管の部分と運輸省の

所管の部分と両方あるという場合があるといふ。

○石原幹市郎君 それから私も見ておりますと、もっぱら漁船が集まる港で、商船その他のものが入ることは全然ないもので運輸省の所管になってい

農林省になるのか、そこらについて、
そういうところはあまり区別はもうない、ただそのときの都合で運輸省になりあるいは農林省になるということもあり得るのかどうか、そういう点をひとつ。

○説明員(佐藤鑒君) 今御指摘のような港が、全国的に見ますと、たとえば福島県の江名、中ノ作港等幾つかあるわけでございますが、これは沿革的に申しまして、戦前の内務省当時から、内務省が地方港湾として開発しておったのであります。こういうものは沿革的に言いますと、現在の港湾法の港湾になつてゐるわけでございます。戦後にもつぱら漁業のためにやる港を新しく修築いたします場合は、これは農林

の基点として将来はやはり商港として育成していきたいという希望を持っているので今のようない取り扱いが——取り扱いと申しますか、港灣法による管理者が設立しているものと思います。

○石原幹市郎君 港灣なり漁港なりその区域の中の海岸保全施設ですか、こ

れはやはりそれぞれ運輸省所管の港灣
については運輸省が指揮監督し、それ
から漁港については農林省が監督して
やるわけですか。

○説明員(佐藤繁君) これは海岸法に
よりまして、港灣と漁港の場合で申し

○石原幹市郎君　そこで運輸大臣にちよつと伺つておきたいのですが、この間河野農林大臣が砂防について、ことに河川砂防について従来から問題のある建設省と農林省の砂防行政を少なくとも技術面その他について一貫してやるべきであるということを言われて、その際に漁港と港灣の問題についても触れておられたようであります。さつき申し上げましたように、港灣の修築その他、ことに海岸保全の面で農林省所管の部分と運輸省所管部分の非常に入りくんだことについて、ここまででは運輸省、ここからは農林省というような問題がちよこちよこあるように思うのです。これは海岸堤防その他にもた

何か権限の問題で急に一本化できないにしても、技術の交流とか技術のプール、そういう面はもう一本になってやるというような構想を考えられないかどうか、あるいは運輸大臣としてそういうことも考えてみつつあるか、そういう点について大臣の所見をひとつ伺

○国務大臣(齋藤昇君) おっしゃいますように、港湾と漁港管理者、あるいは所管が違っておりますための不便あるいはおもしろくない点が出ておることはおっしゃるとおりであります。

われわれもかねがねできるだけこれを
そういつたことのないようにいたした
いと考へておつたわけでございます
が、先般の閣議の際に河野農林大臣か
ら、自分のほうとしては漁港の大きな
ものはこれは運輸省に渡して運輸省で
やつてもらつたらいいと思う、非常に
小さなものは格別として、というお話
がございました。その他、他の省に触
れる問題もあつたわけでありまして、
そこで、具体的な問題は、事務当局同
士で話し合わせるからということで、
今事務当局同士でこれから話し合ひを
しようといひしてあります段階でござ
います。したがつて、具体的には、ど
の程度まであるいはどこまでという点
はきまつておりませんが、きまつまし
たら、できるだけだいたいおつしや
います。そのような方向に権限を統一を
参りたいとかうに考へております。

○石原幹市郎君 これはまあひとつ次
の設置法改正の機会に、何かさうい
面に触れたような案が出てくることを
私強く期待をいたしますし、大臣とし
ても、さういふ方向で御検討をお願い
したいと思います。

技術研究所で航空機、原動機その他い
ろいろのことを研究することになつて
おるのですが、自動車や航空機につい
ては、どの程度のものがあるのかです
ね。何かさう、運輸省ができたときに
いろいろのものを寄せ集めて、一応形
だけ運輸技術研究所というよりな感じ
で作り上げられていふような感じがす
るのですが、港務技術研究所が今度
独立し、国鉄技術研究所といふものが
あれば、ことさうどの程度のことをこ
の運輸技術研究所でやつていふのか知
りませんけれども、地方鉄道軌道とい
ふことがあつたれば、それは、国鉄
研究所のほうで付設して、あわせて検
討するといふようなことも、これは僕
は行政の合理化といふことも、さう
いうことからできないことではないと思
います。この実態と、それからさうい
うものに対するさういふ考へ方を持つ
ていふか。最後に運輸大臣から何つて
おきたいと思ひます。まず実態を少し
説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(廣瀬眞一君) 運輸省に
ございます運輸技術研究所は、ただいま
御指摘のございましたように、運輸行
政に直結いたしまして、運輸省とし
ていろいろ研究をなさうかといふか
いふ仕事につきまして、今お話のござ
いましたように、鉄道行政あるいは自
動車行政、航空あるいは港務といつた
面につきまして、総合研究所といひし
て組織されて、従来まで直接行政
に關連のある研究を行つておりま
す。そこで、今回、港務関係は港務技
術研究所のほうに統合いたすことに
いたしました。したがつて、あとの運輸技
術研究所のあり方をどうするかといふ
問題は、今後慎重に検討して参りたい
か。

といふふうに考へておりますが、確
かに、一応形式的な議論をいたします
ば、例を鉄道にとりまして、運輸省の
所管しております鉄道行政といふもの
は、国鉄の監督もございまして、それ
から私鉄の監督もございまして、これ
は多少のニュアンスの相違はございま
す。したがつて、研究調査項目とい
ふものも、国鉄と私鉄とではかなり違
つた面がございまして、国有鉄道のほう
に、ただいまお話しいましたように
に、鉄道技術研究所といふ非常にり
っぱな施設、スタッフをもちまして検
討をやつておりますので、まあ場合によ
りますれば、今の形式論を別といたし
ますれば、実際の運用面においてはか
なり密接な關係で研究をかりに私鉄の
關係の調査項目等も委託をしたりする
こともできないわけではございませ
ん。さういふ面を形式論にとらわ
れず、今後港務部門が分離いたしまし
たあとの運輸技術研究所をいかに能率
的に合理的にやつていくかといふこと
は早急に今後検討して参りたいとい
ふふうに考へております。

○石原幹市郎君 自動車や航空機、こ
れはどの程度のことをやつておるの
ですか。

○政府委員(廣瀬眞一君) 自動車のほ
うはやはり自動車行政に直結いたしま
して、自動車の主として安全とかさう
いふ面について検討してございま
して、自動車の關係の研究といふもの
はメーカーのほうにはかなり大きなも
のの当然でございますが、さういふ面
を総合的にやつておるところは通産省
その他にもないやうに聞いております。

○政府委員(廣瀬眞一君) これはメー
カーは……。

○石原幹市郎君 いや、この運輸技術
研究所の自動車部門は……。

○政府委員(廣瀬眞一君) これは三鷹
に……。

○石原幹市郎君 それから航空機。

○政府委員(廣瀬眞一君) 航空機もこ
れは同じく三鷹にございまして、今の
航空保安等に關連いたしました項目に
ついて研究をしておるわけではござい
ます。航空機のほうは、これは科学技術
庁のほうに別に航空技術研究所とい
うのもございまして……。

○石原幹市郎君 どうも、そのまゝ今
航空機の話には、科学技術庁に航空技
術研究所があるというお話、航空機に
しろ自動車にしろ、ことに航空機のよ
うなものは相当大がかりな航空技術で
しよ、航空技術の原動機やいろいろ
なことをやるというのだから、ちよつ
と中途半端なやうな気がするのですが
ね。やるならば国鉄研究所もあるし、
私まだ見ておりませんが、非常なもの
だといふお話であるのですが、さうい
う中途半端なものでなしに、もし何で
あればあるいは民間に委託するとかで
すね。さういふやうなことも、もう少し
權威のあるものにならねばならぬの
じゃないかと思ひますがね。ひとつ
大臣からこれに対する構想を聞いてお
きたい。

○國務大臣(廣瀬眞一君) この問題は実
は来年度予算編成までの研究課題に
なつております。実は私もまだ、職務怠
慢でございまして、現場を見ておりま
せん。したがつて、それまでに現場を
十分見、これを今後どう育てていくか、
あるいは科学技術庁、また、今おつ

しやる鉄道の研究所等の關係を考へま
して、あるいは並行し、あるいは統合
して適切な案をここの半年のうちに
出し、さういふに考へております。

○石原幹市郎君 いやあもう一つ。先
ほど来閣議委員がいろいろ指摘されま
したが、私もこの氣象庁の職員關係の
問題、航空管制本部の職員の問題、こ
ういふところの勤務あるいは人員の整
備といふやうなことにいふてはやはり
もう少し真剣に、親切に温情味ある
いろいろの施策をとつてもらいたい。こ
れは私も大臣に強く要望いたしま
して、いさひは閣議委員から究明さ
れ、質問されたやうでありますから、
それに大体尽きておると思ひます。か
ら、今後とも大臣の善処を要望しまし
て私の質問を終わります。

○山本伊三郎君 それじゃ私最後ら
しいのですが、前の石原委員あるいは
閣議委員からの質問と重複しないよう
で、ひとつ二、三点だけ大臣にた
ておきたい。

提案説明の中の改正の第三点の、海
運企業整備計画審議会、この設置の
理由ですが、必要性は認めますが、緊
急の、必要だと諮問する運輸省とし
ては、さういふ問題を持つておられ
るか。この点ひとつお聞きしておき
たい。

○國務大臣(廣瀬眞一君) 海運企業整備
計画審議会は、今日の海運企業の基盤
がきわめて脆弱でございまして、こ
の基盤をどうしても強化をしなければ
ならぬといふところに当面をいたし
ております。そこで政府といたしまし
ては、ある種の財政的援助を与えま
して、さうして海運会社に対して企業整

われておりますように、開発銀行の融資残高に対する利子の半額を五カ年程度猶予をする、そうしておおむね五カ年内に海運会社の償却不足あるいは元本の返還遅延というものをなくすような計画を立てさせて、そうしてそれをこの審議会にかけまして、妥当と認めたものに対しては今申しまする財政的援助をいたしたい、かように考えております。

○山本伊三郎君 数次のいろいろ利子補給とか何とかでやられたのですが、今まで海運会社に対してそういう利子補給とか補助金が、私は全部知らないのですが、そういうすべてのトータルのどれくらいの額になりますか、戦後はこれはもう突然の質問ですから数字ははっきりわからぬでもいいのですが、ラウンド・ナンバーでいいのですが。

○政府委員(辻章男君) 今明細の資料を持っておりませんので、ラウンド・

たような競争力があるかどうか。この点ひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(齋藤昇君) やつぱり船版を持ちますと同時に、海運企業の基盤が強くなつて参りませんと、国際競争に打ち勝てないと存じます。同時に、やはり優秀な船員、能率のある船員の充実をするということも必要だと存じます。それにはやはり船員の給与、福祉厚生というような事柄も肝要だと考えております。

港灣設備等の修築その他に對しましては、やはり離島振興法に基づきまして、他より幾らか手厚く考えてやっていく方針をとっております。

○山本伊三郎君　実は、私調べてこなかったの、追及する資料はないのです。この離島の間の連絡が、現在は各地を調べた場合にも非常に困つておる点がたくさんある。離島によつて、と、小学校に通学する場合、といふと、小學校に通学する場合、船を利用してなくちゃ行けぬというよ

ます。三十七年度の予算といたしまして、四千万円余りのものが計上されております。ただし、これはただいま皇臣から申し上げましたように、離島興法の範圍の離島でございまして、先生が御指摘になりましたとえば、瀬戸内海の三十分なり一時間なりいわけの運動のよいところはほとんど対象外になつていない。たとえて申しますと、北海道周辺の離島でございまして、隠岐でございましてとか、そういう

九

美大島の住民がいろいろな関係で内地に、本州に来るのですが、そういう点では非常に交通上困つておるといふ実情があるのです。したがって、私は同じ日本の国民でありながら、あまり離島と申しますか、島におるがために日本の文化なりそういうものの恩沢というものはあまり受けておらない。そういう点からいふと積極的に補助政策がとれないもんかどうか、十分今のままでそういう会社に、私企業にまかせてその目的が達しられるのかどうか、この点運輸省のひとつ所信を聞いておきたい。

○国務大臣(齋藤昇君) この問題は、離島とかあるは僻地とか、あるいは低開港地帯とかいう面から、やはり総合的に考えていくべき問題だと思つております。その総合政策の中におきまして、運輸省の職分というものを十分果たして参りたい、かように考えております。先ほど申しました離島振興法によりましては、特に、先ほど申しましたような、港湾の修築を他の地域よりも手厚くやるか、また、自治省がたしか提案したと思いますが、僻地振興助成法ですか、こういうものも出ております。自治省の提案をされたのは、大体自治団体が主になつて計画をし、関係各省が協力をするという行き方になつております。それらの総合計画に基づきまして、運輸省も最善を尽くして参りたいと、かように考えております。

○委員長(河野謙三君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(河野謙三君) 速記を始め

○山本伊三郎君 できるだけそれでは予算委員会に行かれるまでに一応終わるよう集約して伺ひましよう。率直に私の意見を言えば、ああいう重要航路に対してはいわゆる国営の方法で連絡船を運営できぬかと、青函連絡船、これは日本の一つの北海道との幹線ですから、これはもう解決ができています。民営だけにまかせておくと非常に住民に不公平な措置になつていゝと私は思ふのです。そういう考えは間違ひであるかどうか。

○国務大臣(齋藤昇君) 民営の航路がすでにありますところでは、できるだけやはりその民営を助けてやらして参りたい。もし弊害があれば、監督によつてためて参りたい。それで国営によつて民営をつぶしてしまふといふことはいかかなものであらうかと、根本的にはさうに考えます。具体的の場合には例外といふものもございまして、う。具体的のところにつきましても、また特別に考えるときもあらうかと思ひますが、原則的にはさうに考えております。

○山本伊三郎君 陸路における運賃と申しますか、それと海路における民営のそのり船運賃とは、非常に比較すると高いのです。これはやむを得ないと思ふのです。やはりそれだけのコスト要るだけのもの、船を使つておるのですから必要であると思ひが、しかし、それを利用する住民からいへば、もともと向こうで生まれたのは、もうお前は仕方がないといふことが言えるが、運輸省としてもまあ国鉄の場合には、国鉄建設の場合でも、われわれ無理だと思つて、採算とれないようなところでも路線が広げられていつておる

のですが、海の場合はほとんどそういうことはない、固定されておると思ふ。今運輸大臣言われたように、民営ですでおるところでは国営等ではやはり民業圧迫といふこともあるし、なかなかそれはいかないと思ふのです。しかし、それならそれだけで住民の負担をやはり権衡、均衡を保つような意味で補助なり助成措置が出てくる必要でなからうかと思ふのです。ただ民業圧迫といふことだけではわれわれは理解できないし、住民の立場からいふ点をも少し積極的に考えるべきでないか、こう思ふのですが、先ほど聞きますと、三十六年度では日本の国のすべての補助、助成金として三百萬円、来年度は四千萬円といふふうになつて上りやうと、こういうことですが、私はこれでは十分ではないに全く、そういうことに使われてないと思ふのですが、その点運輸大臣としてどうですか。

○国務大臣(齋藤昇君) ただいま運輸省の補助いたしておるというわけ、離島航路に対する補助金は、通常の運賃によつてはその船会社は経営できないといふ場合に補助を出して、おつしやいます。その場合の通常運賃とは、おつしやいます。陸上における運賃よりもある程度割高であるといふわけでありま。そこで、そういう地方における自治団体といつたしましては、やはり住民の福祉という観点から、さういふ会社にあるいは補助金を与えて、そして普通の船賃よりも安いものにす。それには町村費が必要でありますから、さういふ町村費の支出に對して財政上の措置を考えていきたいとい

うのが自治省の考え方と聞いております。

○山本伊三郎君 離島振興法なり、離島は特殊なところですが、地方交付税あたりで見ておることは事実です。基準財政需要から見るとおるんです。見ておるが、それが直ちに、先ほど言つておるやうに、そういう住民の負担を均等にしようといふところにはいかないです。今の公共団体の財政力ではいかない。そういう離島をかかえていゝところの府県とか市町村といふのは、残念ながら貧弱団体が、東京はだぶぶ島がありま。富山はだぶぶ島がありま。これは非常に皮肉な現象だと思ふんです。したがって、この点については、これは自治省との関連もありま。単に運輸大臣じゃなくして、国務大臣として特に、離島に住む人々に対する福利厚生と申します。文化の均等と申します。さういふ点には十分ひとつ考えをいたして、時間がなから詳しいことは言えませんが、その点についてひとつ大臣の所信だけ聞いておきたい。

○国務大臣(齋藤昇君) 御意見ごもつとも存じます。ひとつ広い見地に立ちまして関係各省と連絡をとりまして、できるだけさういふことに対して地方の方々の便宜をはかるようにいたしたいと思ひます。

○横川正市君 前にもちよつと聞いたんですが、これは大臣に知つておいてもらつて善処していただきたいと思ひながら再度質問いたしますが、運輸大臣は、最近の自動車事故等だけがをさせた場合には、非常に業者あるいは運輸手の賠償その他が高額になるんで、け

がをさせるぐらいならば殺してしまつたほうがよいといふような、非常にわれわれが聞いたらとんでもないことが横行しているものだと思はれるようなことが一般に言われてゐる。さういふ事情を聞いたことがありませんか。

○国務大臣(齋藤昇君) けがをさせるなら殺したほうがましだ、その言葉は私は初めて聞かれました。おそれるが、おつしやいます。おそれるが、自動車損害賠償があまりに低いじゃないかといふお尋ねじゃないかと思ひます。

○横川正市君 これは、私は聞いたことがないという程度に認識をされておつたんでは、相当これは問題だと思はれることが日常行なわれてゐるというふうに思ふんです。その中にまたま行政上あるいは法的手続上の手続によつて損害その他の賠償が支払われないうで、一名私設示談屋といふやうなものが介入をして、そしてさういふ事故の処理に当たつてゐる。しかも、最近では全くそれにたよるほうが問題を解決するの、その他のものに頼むより非常に便利であるといふやうな風潮が出てきてゐる。さういふ問題について知つてますか。

○国務大臣(齋藤昇君) 示談屋と称する者が相当ふえて参つた。中には非常に悪質なものがあります。警察のほうにおいては、取り締まりに非常に手を焼いておるということも聞いております。法務省とも連絡をいたしまして、さういふ示談屋をなくするやうな方策を今検討中でございます。

○横川正市君 この示談屋といふのが出てきた、あるいは示談屋がさういふことを行なふことは全部悪いと、さう

いうふうに言ってしまうのは、これはもちろんそうだと思いますが、しかし、示談屋というものが出てきて商売になる、こういう現実に対してどう対処していくかという方法が何かやっぱりなければ、私は示談屋というものは単に法的に取り締まってみても、かえって障害事故だけがしたり一命を落としたりする者の救済にはならぬ。だからそういう点でこの示談屋が出てきている今の社会風潮というものを正確にとらえてより以上に正当な賠償、補償というものが行なわれると、こういうふうにして持っていくなければいけないわけですが、その点のちよつと大臣の御意見を聞いておきたい。具体的にひとつ。

○国務大臣(齋藤昇君) 一つはやはり自動車損害賠償責任補償法ですが、この限度が少し低過ぎると思っております。これは次の機会までその限度を引き上げるようにぜひ努力をいたしたいと考えております。しかしながら、これはやはり民事賠償責任の一部の弁済でございまして、したがって、すべての民事責任をカバーするだけの保険はとうていむずかしいと思っております。その限度におきましてはやはり示談屋の出る幕もあるかと思ひますけれども、数やケースが少なくなって参れば、今おっしゃるような弊害は示談屋の仕事の分野が少なくなっていくだろうと、かようにも考えます。が、一つはただいま申しました損害賠償の保険の限度の引き上げというものを考えて参りたいと思っております。

○横川正市君 これは他の委員会でも直接その関係省の委員会でも担当してやられることですから、これは間接的なことで納得のいくような答弁はいただけないと思ひますが、今まで相当この障害事故というものが毎日々々起こって、それに対して行政上の手当その他が不十分で、必然的な形で示談屋というものが生まれてきておる。そういうものを、国会で示談屋というものをどうするのかと言われたらこうしたいと思ひますとか、ああしたいと思ひますとかいうのじゃなくて、従来これは行政上の責任でございまして片づけておかなければならなかった問題じゃないかと思ひます。それをやらなから示談屋の生じていく存在価値というものが自然と社会の中に何かそれが普通のようにできてしまつておる、こういった点はやっぱり関係の行政官庁では十分注意して対処していく問題だと思ひます。それで、さしあたって今言われたようなことでは、あすの事故に対してはどうするかという問題もあるわけですよ。これは一年に一回とか三年に一本の事故なら、この次の国会でどうすることもありますが、しかし、毎日々々起こって、毎日々々示談屋の手を経てその事が運ばれておる、こういう事態についてどう対処するのか、私はそういうきよりある問題も関連して聞いておるわけですよ。だからもつと具体的なひとつ行政上の指導——当面指導になると思ひます。将来は法律改正ということになると思ひますが、こういうことで御答弁をいただきたい。

○国務大臣(齋藤昇君) 自動車損害賠償の責任額を最高三十万円を五十万円に引き上げたのは二年前だったと思ひます。したがって、まだ二年、三年たたないうちでありますけれども、最近の諸般の情勢にかんがみて、これは近く引き上げをしなければならぬと考へておるわけでありまして。今直ちにというわけに参りませんのは残念でございますが、これは保険料その他の点もありませんから、若干日数をかしていただきたいと思ひます。同時に、現行の中におきましても、この損害額の査定の方法におきましても、こういった示談屋等の入り込む必要のないような行政指導をもつと親切にやつて参りたい、かように考へております。

○山本伊三郎君 予算のほうに行かなくちゃならぬので、まだ質問たくさんあるのですが、予算優先ですから、一応私の質問はこれで打ち切りますから、いろいろ問題がありますので、いずれの機会にまたやることにして、きよりはこれで打ち切ります。

○委員長(河野謙三君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日中野文門君が辞任され、野田俊作君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記を始めます。

他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

それではこれから討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。運輸省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認め、さより決定いたしました。

○委員長(河野謙三君) 次に、国の防衛に関する調査を議題とし、群馬県太田大泉飛行場の返還に関する調査を進めます。

政府側から御出席の方は、藤枝防衛庁長官、林調達庁長官でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤頼道君 太田大泉米軍飛行場返還問題について、防衛庁長官と調達庁長官、それぞれの立場からお答えいただきましたかと思ひます。この問題は今まで繰り返すまでもなく、実に四代の長官にわたつた問題であり、二代の調達庁長官にわたつた、しかも期目的には

三カ年の問題である。しかるところ、この前の当委員会、すなわち二月十三日だつたと記憶しておりますが、一番の問題であつた代持地の問題について米軍が了解したということでございますので、もうその大部分解決したというふうに善意に解釈して、その当日はあまり深追いはしなかつたわけですが、それからもうすでに二カ月たつてしております。米軍が了解したのは、この前の内閣委員会の当日より以前でございまして、もう相当期日もたつておるわけですから、そこでお伺いしたいのは、あと残された問題は、地元の受け入れ態勢だけの問題は、地元の受け入れ態勢だけの問題だと思ひます。この点ですお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(藤枝泉介君) 先般お答え申し上げましたのは、ただいま御指摘のとおりでございます。これはもう十分伊藤さん御理解いただけたらと思ひます。でございますが、こういう問題につきましては、地元の了解を得るということにつきましては、なかなかいろいろ困難がございます。したがって、これをどういう方法で地元の了解を得ることが最も効率的に、しかも時間をかけないでやっていくかということについていろいろ考究をしなければならぬし、また、関係する各省もございまして、そういうことで、たとえばこれが一部未成熟のままに漏れたというよりなこと、非常に誤解に基づく反対等があることは、なるものも少なくないというふうな考慮もございまして、今関係各省とも十分その辺の打ち合わせをいたしますと同時に、どういう形でもっていくのが地元に対して最

も効果的に御納得をいただく方法かというところを考究をいたしておるのでございませう。しかし、そういう意味で、なるべく早くそうした結論を得まして、効果的な方法で地元の皆様の御納得をいただくような方向に時期を早めたいとは存じておりますが、今申し上げましたような事情がございますので、鋭意その方法について考究をいたしておる最中でございます。

○伊藤道雄君 そうしますと、一番問題の代替地の問題は、米軍は了解したけれども、非常にむずかしい問題だから、受け入れ側の地元に対していかような具体的な方策で当てるのがよいのか、そういう検討を今進めておって、まだ現実には地元には働きかけていない、まだ全然交渉の段階には進んでいない、こういうふうな受け取るわけですが、さうして了解していいわけですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) さうでございます。これはただいま申し上げましたように、十分な私どもの心がまえ、ことに関係する各省等も納得をいたした上で進めて参ります。一部漏れて、さうしてそれも、しかも政府の全体としての意思が十分伝わりないうちに、一部の地元には漏れるというふうなことになるかと、かえっていけないのじゃないかという考え方を持っておりますので、関係各省とも十分に連絡して、この程度のことを持って参ります。地元の要望その他も考慮しつつ、それを固めまして、さうしてまた地元にも現実に話をしている段階でございます。

○伊藤道雄君 そうしますと、どういう条件で、また、どのような内容で交渉したらいいか、そういうことを現在検討中であつて、まだ地元には話を進めたい、逆を言いますと、まだ地元の人にはさういふ問題は全然知らぬ、さういふことにならうと思ふのです、今の御説明では、さうしますと、ずいぶん御検討がごつくりのようであると思ふのですが、もう相当たつておるのですけれども、専門家がそろつておるわけですから、もう結論が出てしかるべきだと思ふのです。悪く言つて怠慢になりますし、熱意がないというところになる。ずいぶんやつておると思うのですけれども、結果からいふと、さういふふうな解釈せざるを得ないわけですか。この辺が最高責任者としては防衛庁長官ですが、当面の責任者としては調達庁長官が当たると思ふのです。そこでこの点についての調達庁長官のお考えを率直にひとつ承りたいと思ひます。

○政府委員(林一夫君) 現在におきまして折衝の、話の進め具合は、ただいま大臣から御答弁がありました。いかにしてこれを地元を持つていって話し合ひを進めるかということでは準備をいたしておるわけでありませう。やはりさういふふうなことは円満に進めなくてはならないと思ひます。そのようなものは関係各省も相当の準備をなしてはいるのでございませう。現在そのような方面について準備をいたしておるのではありません。なるべく早くそのような準備を進めまして地元との折衝に当たりたい、さういふふうな考えをしております。なるべく早くひとつ解決をするように努力いたしたい、さういふふうな考えております。

○伊藤道雄君 話し合ひの上で、納得の上で返還を実現したい、それはわかるのです。われわれとしても、あくまでも強引にいくというところについては反対なんです、十分納得のいく線で解決をはかる、これは大事なことで思ふ。それにしても、さういふ方法でさういふ条件でさういふことについてはその間に長い期間を要しないと思ふのです。そんなむずかしいものですか。もう相当期間もたつておるし、この辺で最後の解決があつてしかるべきだと思ふのですが、今調達庁長官もなるべく早くということ、毎回言われておるのですが、防衛庁なり調達庁のなるべくすみやかに、なるべく早くというのはいささか早くないのです、実は、むしろ非常にゆっくりしておるわけですね。ほんとうに文字どおりすみやかに、早くということであるなら了解できるのですけれども、どうも過去三カ年にわたつて期待し、期待し、裏切られてきたわけですね。したがつて、もう少し促進方をひとつぜひお願いしたいと思ふのですが、その辺大体さらにはどのくらいかかつてさういふめどがあるのか。やはり仕事には目標というものがあつて、目標なしに仕事はできないわけですね。したがつて、どこに目標を置いておるのか。この前のお言葉では、大体本年度をめどに解決をはかりたいというところは、本日たまたま、本日三十六年度の最終日です。したがつて、きょうその点を私どもも伺ひする義務があるわけですね。この前のお約束ですから、そこできょうあえてお伺ひしたわけですね。きょうは三十六年度の最終日であるということをお頭に置いていただいて、いま一度ひとつ

その点についての御答弁をいただきたい。○政府委員(林一夫君) 現在の進み具合は先ほど申し上げた通りでございます。なるべく早く、また円満に解決するためには、どうしても根回しと申しました、十分関係各省と協議いたしまして、調査すべきことは調査しまして、準備を整えて地元と折衝する必要がある。施設の問題というものはなかなかさういふ点が非常にむずかしいのでございまして、十分準備して参りました。さういふふうな次第でございまして、いつまでもさういふ期限は申し上げられないのでございませうが、なるべくすみやかに解決いたしたい、さういふふうなことを考えております。○伊藤道雄君 各関係官庁との連絡提携もあるし、若干時間がかかるといふことはわかるのです。そのことをよくかき言ひのではありません、仕事にはおのずから目標があるわけなんです。ひとついつごろまでにこの問題を解決しなければならぬのか、行きあたりばったりではないと思ふ。緻密な計画のもとに着実に仕事を進めていこうと思ふ。さういふ意味合いからさういふ何年何月何日までにとりかかるといふことは言えないであらうと思ふ。したがつて、その目標を、せめて目標についてはつきりと承りたうに、できるだけすみやかに、できるだけ早くでございませう。やはり仕事には目標があるわけですね。その目標はどこに置いておるのか。これは調達庁はさういふ目標なんかないものなに行きあたりばつたりでやるのだとおっしゃ

みやかに、できるだけ早くと言うだけで、それでは仕事はできないと思うのです。そういうことだからなかなか仕事ができない。やはり仕事には何年何月と大よその目標を置いて仕事をやってしかなるべきだと思ふのです。それは今、林長官も、やはり目標はあるのだ、計画は立ててやるのだとおっしゃっている。その計画は一体どこにめどを置いておるかということをお伺いしておるので、その目標だけでもせめて聞かしていただきたいと思いますが、さうお伺いしても、また、できるだけすみやかにと言われるかもしれないけれども、さうかたぐい解釈されないで、大よその、仕事には目標があるということとを頭に置いていただいて、その目標を明らかにしてお答え願いたい。

○政府委員(林一夫君) 調達庁といたしましては、無計画にやっておるという事ではなくて、計画的にやっております。計画的に準備をしつつ、なるべく早く地元との折衝に入り、なるべく早くこの問題を解決したい、こういうふうな準備を進めておるわけでありまして、先ほどから申し上げましたように、なかなかこの施設の問題というものは、受け入れ態勢ということが大事でございます。円満に早くやるにはどうしても相当慎重に準備しまして進めていかなくてはならぬというような実情があるのをごさいます。その点はひとつ御了承をいただきたいと思うのです。なるべく早くひとついたしたいという事で進めております。

○伊藤道雄君 同じことを繰り返すことになりませんが、結局、今のおもった仕事は関係各官庁との打ち合わせと、さういうことによりでありますけれども、それに何か月もかかるわけですか。さう関係官庁はたくさんあるけれども考えられないわけですが、調達庁関係の官庁として、特に基地問題の官庁としてはおのずから数が多いというわけですね。さう長いことかかるのですね。今回の基地返還問題は太田大泉に始まったわけじゃないのです。日本全国至るところの問題であつたわけですね。その多年の経験を生かして、しかもきわめて民主的に、話し合いの中から結論を出すという線に沿うてやられるというところにすれば結論はおのずから具体的に出てくるわけですね。どうもほかに何かあるのじゃないかというふうな予測せざるを得ないわけですね、さういふことでは、したがって、できるだけすみやかにということですから、四月一ぱいくらいにかつたら何とかめどがつきますか。そのことについて御答弁いただきたい。

れども、それに何か月もかかるわけですか。さう関係官庁はたくさんあるけれども考えられないわけですが、調達庁関係の官庁として、特に基地問題の官庁としてはおのずから数が多いというわけですね。さう長いことかかるのですね。今回の基地返還問題は太田大泉に始まったわけじゃないのです。日本全国至るところの問題であつたわけですね。その多年の経験を生かして、しかもきわめて民主的に、話し合いの中から結論を出すという線に沿うてやられるというところにすれば結論はおのずから具体的に出てくるわけですね。どうもほかに何かあるのじゃないかというふうな予測せざるを得ないわけですね、さういふことでは、したがって、できるだけすみやかにということですから、四月一ぱいくらいにかつたら何とかめどがつきますか。そのことについて御答弁いただきたい。

すから、さういふことについて何か特別の事情でもあるのか。それとも、やはり案外に折衝とかその他の準備がつかつておくれおるのか。また、その地元についても何かおかしな問題があるのか。ここで地元は一体どこだといふことをお伺いしたいわけですねけれども、これはいろいろおかしな問題もあつて、事前に実際さういふのが漏れるとかえつて問題を複雑にするといふことではなかなか幾らお伺いしても言わないと思うのです。だからあえてお伺いしますが、その辺のところを明らかにしていただいて、そこでひとつ早急に、もうこの辺で解決してしまふべきだと思ふのです。ひとつ大車輪で最大の努力を払つて、ひとつ早急にやつてもらいたいと思ふのです。この点について要望をかねて最後のお伺いをしておきます。

○政府委員(林一夫君) 先ほどから同じことを繰り返してはなはだ申しわけないのでございしますが、現在地元との折衝に入る前の準備を進めておるのをごさいます。何月までとかあるいは何月ごろとかというようなことは申し上げることができないのであります。なるべくすみやかに早く解決したい、さういふふうに準備いたしておるような次第でございます。

しては、ほんとうに馬力をかけまして、最善の努力をいたし、この問題の解決が一日も早くなされるように、これからは十分調達庁等を奮励をいたしまして、もう伊藤さんにあまり質問をされないでも解決をいたしますように最善の努力を払いたいと思存します。

○委員長(河野三三君) この際お諮りいたします。

米軍基地の返還補償等に関する件について、委員外議員吉田法晴君から発言の要求がありますが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員長(河野三三君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。吉田君。

○委員以外の議員(吉田法晴君) これも二件ございしますが、一件の小倉の林田一君に関する件は、これは数年来参議院の内閣委員会に取り上げた問題で、それがその後返還になりましたが、返還に伴います最後の補償が当を得ませんでしたために、調達庁の本庁、それから福岡調達局に折衝をいたしました。最後に、本年度末までには支給ができるように、さういふ約束をされたんですが、その後その回答も、福岡調達局が調達庁の本庁を通じて私に回答するということでしたが、ごさいませんものですか、年度末の最後に御質問を余儀なくされたわけでありまして、委員会の御了承を得たいと思存します。

プが、林田一君という、家族数人でありましたが、その園芸をやっておりました土地の大半を接収したわけでありまして、そして場所が射撃場の近くでございまして、それから、拡張をするにつれてたつた一人で抵抗した。あるいは接収を拡大いたしますのにピストル等でおどかしをいたします。ピストルを突きつけたらあるいは上に向かつて発砲したり、威嚇を米軍がいたしたから、たつた一家族ですが、自分で竹やりを作ったり、飼つておりますセバードを用意をして、一人で抵抗をしておる。生活が破壊されて、しかも問題にしてくるものがないから、私は参議院の内閣委員会、その当時生活の補償について実は取り上げて要求をいたしました。そのときには、園芸ができなくなったから、そこにありました家を筑上郡でありましたが、遠隔の地に移そうとして家を移転しなければ何もない、さういふことで住めるようなところではない。あるいはそこで荒れ山を切り開いて園芸をするには数十年を要する。さういふことで、さういふ家では移転をしてもそこで生活ができないという事で拒否をした。その後、それでも現地で生活ができませんものから、両方行つたり来たりして、拡張に対する抵抗をいたしたりして、それからあとの生活をしようとしたわけでありまして、行き来の途中で林田一君という、この何といひますか、世帯主がバスにはねられて死んでしまつた。それから家族ぐるみ屋根の上に上がつて米軍の威嚇に対抗しておつたんですが、その屋根の上から次男は落ちて足を折つた。十分の治療ができませ

んからかたわになつてしまひました。そして生活がそういうことになりました。から、家を出して行方不明になった。そしてこの数年を経過する間に米陸軍の引き揚げという事で、接収をしておりました土地も返すことに実はなつた。ところが返すときに、それまで占領中の補償は、そこを耕して花卉を作つておつた林田君に、借地ではありますけれども、補償金の七割か、大部分を渡しておつたんですが、最後の返還のときに、最後の補償なり、あるいは原形復旧のために資金を、地主に一括して渡してしまつた。そこで林田一君の手元には一文も入つておらん。そこでこういふ、主人を死なせ、あるいは二男を家出をさせ、あるいは一家の生活を完全に破壊してしまつた者に対して調達庁はこれは十分補償すべきではないか、こういうことを言うてきたのが今までのいきさつです。これは裁判をして私に当然取れるものだと思うのですが、しかし、裁判をしないで調達庁で考えようということならば出してもらいたいということに要求をし、現地の局長、それから不動産部長は、年度末までには何とかいたしましよ、そのために方途を考え、あるいは計算をいたしますという約束でしたが、今日に至つてまだその返事も、私に返事も無い、こういうふうなことなんです。それで、その間調達局で地主に払つたという点にこれは手落ちがある、そういう、地主に払つて、途中の補償は大部分林田君に迷惑をかけた林田君に行つておつたのに、最後の補償のときに地主にやつたというの、これはそれ自身にも手落ちはあるけれども、それから一般に被害を受けていると言ひながら、一人の人間に渡して、それが被害を受けた家族に渡らぬような補償金の支払いの方法はこれは十分ではないか。二十八年だつたか九年だつたか覚えておりませんが、通牒も出ている、したがつて、とにかくこの交付の方法について調達庁にもそれまでに十分であつた、あるいは間違いの起こる可能性もあつたということでも通牒を出しているくらいですから、この林田君の出し方については、何といひますか、不十分さといふか、間違いが起つた責任を感じておられるか。なお、小倉の調達庁の出張所ですか、出先において、戦後のこの解放後の処理について、受当を欠くところがある、あるいは若干の問題もあつたことは御承知かと思ひますが、年度末の最後になりましたから調達庁長官の態度表明をお願いしたいと存じます。

それからもう一件の福岡市の月隈炭鉱の補償の問題は、こういうことです。月隈炭鉱は板付飛行場の東部の山間部にあります。それがだんだん西のほうに向かつて採掘を進めていって、当時は一坑、その一坑の作業箇所がだんだん滑走路に近づくという事で、破断角線に近づくさうになって、これ以上掘進を進めると板付の滑走路に影響を及ぼすかもしれないから、やめてもらいたい、こういうこと一坑の採掘をやめた。さうして二坑、三坑に移籍をした。ところが一坑で、規模が小さくて移籍のできない者、吸収のできない者はそこでやめてもらつた。さうして二坑、三坑に移されたが、二坑、三坑がまた滑走路に近づく、また破断角線に近づいたらいかぬということで、そこ

でやめた。そのやめたときの炭鉱なりあるいは炭鉱の従業員はそのために職を失うわけでありまして、最後に残つておつた者については離職金等を含んで、まあ炭鉱買い上げに準じて補償がなされたわけなんです。ところが一坑でやめて二坑、三坑に行けなかつた者は、二坑、三坑に最後まで残つておつた者、あるいは補償はなされておらんわけなんです。その中で、別の理由によつてやめた者についてまで補償をしてくれないわけではありませんが、十数名であつたと思ひますが、その中で、十八名だつたか九名だつたか正確に覚えておりませんが、十八、九名の者については、ほかの理由がなく、破断角線に近づいたから一坑はやめてもらいたいということによつて、仕事を失つた人間だということ、これは関係者がみんな認めておるわけなんです。そこで、それについて同様の補償をしてもらいたいという要望をしまして、検討をされてきたところですが、ほかの理由ではない、月隈炭鉱は、破断角線に近づくからやめてもらいたいというところによつてやめた人間が十八人も十九人もおるといふ事実については確認されておるけれども、これについて、最後までおつた者と同様の取り扱いをなされておらない。それで、最後まで残つていながら、同額とまでは言わぬという点まで譲歩をして考慮の念を押してきたのでありますが、あるときには、それは出しませうというのですけれども、鉱業所長から資料の提出がないという事で推移をしておるわけでありまして、その問題も含んで福岡調達局の月末までの回答を求めておるのでありますが、ございま

せん。そこでお伺ひするわけなんです。林田一家のように、米軍のためにあるいは米軍基地のために生活の基礎を奪われて、主人も、これは間接的な原因であります、なくなり、あるいは一家が数年にわたつて惨たんたる生活をして、さうして生活を破壊された者については、補償の精神からいって、その生活について十分な補償がなされなければならぬと思ひますが、一般にどうか。また、具体的にここでさういふ生活の破壊された者について補償をすべきであるかどうか。それから月隈炭鉱のように破断角線に近づいた、滑走路に近づくという事で生活を失つた者については、格別のにかゝる責任を持たなければならぬのじゃないか、こういう主張にはどういふ工合にお考えになりますか。私は、まあ裁判を待つまでもないと思ひますが、長官としてどういふ工合にお考えになりますか、承りたいと思ひます。

○政府委員(林一夫君) 実は私、その具体的な事情を詳細に承知いたしてないのであります。お話によりますと、なかなか入り組んだ事情もあり、また、地元において長い間の話し合いの過程もございまして、さういふような事情を十分調査いたしました、なるべくすみやかに検討しまして、なるべくすみやかに御報告いたしたいと思ひます。しばらく時間の御猶予をいただきたいと思います。

○委員以外の議員(吉田法晴君) 詳細な事情をお聞き下さればけっこうです。それから返答はそれは待ちます。こまかい返答は、どの程度してくれたいことは返答を待ちます。林田一君のよう、さういふ生活を破壊された事件について、あるいは月隈炭鉱のように、板付基地の滑走路に近づくからということで失職した、さういふ者について、因果関係があれば、責任があれば補償すべきものは当然だと考えますが、その点についてはどうですか。その責任が米軍にある、さういふことになれば、調達庁で補償すべきだ、これは既述的には言えると思ひます。その点を既述的に御答弁願つておけるのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(林一夫君) 事情をよく調査いたしまして、補償すべきものは補償したい、さういふふうに考えます。

○山本三郎君 これは会議録にとどめてもらいたいと思ひますが、どうも、自民党の諸君は、採決が済むと、用事があるのかどうか知らぬが、すぐ退席してしまふ。しかもずっと見ておると、委員長の下解も得ぬ。まあそれはいいでしよう。理事は御存じだと思ひますが、わがほうは、一応許せばおるといふ、もちろん自民党の諸君は、聞くだけで退席してしまふ、それは同情もするけれども、登院しておつて、どこへ行くかわからぬというよりなことでは、私は委員会の権威にもかかわると思ひます。だから、委員長からよろしく、あなたは自民党だけの委員長でないといふことをいつも言つておるから、自民党に正式に申し入れてもらいたい。もちろん党においても用事があれば欠けることもありますが、それはいいと思ひますが、あまりにも極端ですね、石原理事一人残して、昼間さつと、お前勝手にやれという態度で出るというところは、私は議員としてのやはり任務を果たしていないと思ひます。その点は

ひとつ委員長から十分、これは何も自民党だけでなくともよい、各派に對しても、やはりある程度さういふ点は委員長として申し入れするなり、各議員に對してその自覚を促してはいいたい。私は絶対に席を離れてはいけないうと云っているのではない、いろいろ事情があるからいいが、あまりにも極端じゃないか、こう思いますので、特にこの機会に委員長にそれだけははっきり申し上げておきます。

○委員長(河野三三) 私からもお答えいたします。まことに、ごもつともな御注意でございまして、まず第一に、委員長責任にもなると思ひます。私はお話にありましたように、自民党といわず、各党派の内閣委員の方々に、今後法案もたくさんかかえていくことでございまして、できるだけ差し控えて御出席を願う。しかも御出席された以上は、できるだけ散会までいていただく、特に自民党の委員に對しましては、石原理事もおられますが、石原理事を通じて、特にただいまの御発言はごもつともございまして、十分分ひとつ御注意いたしたい、かように思ひます。

他に御発言もなければ、本案に對してはこの程度でとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

第一部 内閣委員会会議録第十六号

昭和三十三年三月三十一日【参議院】

給法等の特例制定に関する請願(第三三六二号)(第三三六三号)
一、恩給引上げに関する請願(第三三六四号)
一、元滿州国官吏の恩給に関する請願(第三三五五号)

一、恩給引上げ等に関する請願(第三三九号)(第二四一〇号)
一、暫定手当の本俸繰入れ促進等に関する請願(第二四〇九号)
一、戦没者に対する栄典授与等の請願(第二四四九号)(第二四八八号)
一、恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願(第二四八七号)

第二三四四号 昭和三十三年三月十六日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 長野県松本市大柳町一〇軍連盟松本連合支部田町支部内 佐藤千尋外百九名

紹介議員 木内 四郎君
今回政府は、恩給の仮定俸給年額を改正し、昭和三十三年度から順次実施すべきことを決定したが、この関係法案を第四十回国会において必ず成立せしめるとともに、第三十八回国会において参議院の附帯決議で要望された恩給受給者等の処遇を適時改善できる制度を、早期に実現せられたいとの請願。

第二三四五号 昭和三十三年三月十六日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 京都府宇治市神明石塚五四 村岡豊外四千二百九十名
紹介議員 大野木秀次郎君
今回政府は、恩給の仮定俸給年額を改

正し、昭和三十三年度から順次実施すべきことを決定したが、この関係法案を第四十回国会において必ず成立せしめよう計られた。なお六十歳以下の受給者に對してもすみやかに増額を実施するよう善処せられたいとの、第三十八回国会において参議院の附帯決議で要望された恩給受給者の処遇を適時改善できる制度を早期に実現せられたいとの請願。

第二三七三三号 昭和三十三年三月十七日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 長野県下伊那郡龍江村六、六四二軍連盟飯田下伊那連合支部内 松尾太一外五千十八名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二三四四号と同じである。

第二三七五号 昭和三十三年三月十七日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願(二通)
請願者 京都府熊野郡久美浜町品田 葉賀井外七千七百六十一名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三六二二号 昭和三十三年三月十六日受理
元南滿州鉄道職員の恩給法の特例制定に関する請願
請願者 熊本市上通一熊本泉満鉄会内 村山茂雄外六名

紹介議員 林田 正治君
政府は、第三十八回国会において満州国等外国政府職員期間の履歴を有する公務員の普通恩給並びに共済年金の基礎となる在職年の計算について、それぞれ外国政府職員期間を加算することを決めたが、満州国政府職員と全く同じであつた南滿州鉄道株式會社職員については、再三にわたる請願、陳情にもかかわらずならぬ措置を講ぜられたいことは、まことに不公平かつ遺憾なことであるから、昭和三十三年六月六日の参議院内閣委員会における附帯決議にもつて、(一)恩給法等の一部を改正する法律附則第四十二条「外国政府の官吏又は待遇官吏(以下「外国政府職員」といふ)とあるを「外国政府の官吏又は待遇官吏若しくは南滿州鉄道株式會社職員(以下「外国政府等職員」といふ)に改め、同条中「外国政府職員」とあるを「外国政府等職員」に改めること、(二)国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第九条一項第三号中「外国政府職員」とあるを「外国政府等職員」に、「外国政府」とあるを「外国政府等」とあるを「外国政府等」に改正すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第二三六三三三号 昭和三十三年三月十六日受理
元南滿州鉄道職員の恩給法の特例制定に関する請願
請願者 福岡市本庄町二ノ一九福岡県満鉄会内 宇木甫
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第二三六二二号と同じである。

第二三六四四号 昭和三十三年三月十六日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 茨城県那珂郡緒川村大字上小瀬一、三五八茨城軍連盟緒川支部内 岡崎徳外百六十名
紹介議員 那 祐一君
恩給の給与ベースを国家公務員の現行給与ベースと均衡のとれた繰りまで引き上げるより、昭和三十三年度において必ずこれを實現せられたい。また、第三十八回国会で恩給法等の一部を改正する法律案が参議院通過の際になつた附帯決議のうち、政府は恩給及び各種年金受給者の処遇について、適時所要の改善を実施しうるようすみやかに適切な措置を講ずべきであるとの趣旨は、早急に制度化し、これによつて、恩給受給者も現職公務員同様、適時適正な給与を受けうる安定した立場を確保できるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第二三六五五号 昭和三十三年三月十六日受理
元滿州国官吏の恩給に関する請願
請願者 熊本市大江町五〇五滿蒙關係恩給法改正期成同盟熊本支部内 松村三次外一名
紹介議員 林田 正治君
元滿州国等官吏の恩給問題については、昨年六月恩給法の一部改正により日滿、満日両ケースの通算は實現したが、なお左記の問題が未解決のため著しい不均衡を招来しているから、(一)日滿又は満日のみで公務死した者の遺族に扶助料を支給すること、

(二)終戦後ソ連に連行抑留された期間を在職年数に算入すること、(三)終戦時(二十年八月八日)まで在職した者に限り通算するという規制を撤廃すること、(四)日一満ケースで普通恩給権を得て渡満した者は派遣官吏でありながら外地在職期間が全然除外されているが、このケースにも在職年数を通算すること、(五)日一満ケースの通算に当り「外国政府職員となるため公務員を退職し」の条件を撤廃するか運用に当り緩和方法を講ずること、(六)満一ヶ月の通算に当り在職年数を十七年で打ち切る規定を撤廃し、実在年数は九ヶ月通算すること、(七)日一満ケースの退職時の仮定俸給の定め方を改正すること等の早期実現を期せられたいとの請願。

第二三九号 昭和三十三年三月十九日受理

恩給引上げ等に関する請願

請願者 静岡県三島市宮町二ノ

重 三、三五三 宇都宮八

紹介議員 太田 正孝君

昭和二十八年旧軍人に関する恩給が復活し、その後数次の改正が行なわれたが、いまだ、恩給を給することの趣旨にそわない状態にあるから、(一)抑制低下されている仮定俸給を元の号俸に準じ引き上げること、(二)軍人に関する恩給年額の基礎となる仮定俸給額を現職の一般公務員の給与改善に準じ、引き上げること、(三)昭和二十三年六月以前に退職した公務員の給与改善に準じ仮定俸給額を是正すること、(四)恩給年額計算の基礎に在職中に職務加算年数を算入すること、(五)傷病等

差査定基準(恩給法別表第一号表の二及び三)を改正すること、(六)傷病賜金受給者の後重症の請求権を認めること、(七)傷病恩給額を増額すること、(八)傷病恩給受給者の扶養家族加給を全員に對し一人当り四千八百円の額を支給すること、及び傷病年金受給者に對しても同様家族加給を支給すること、(九)恩給と国民年金その他各種の福祉年金と併給すること等について昭和三十三年度から処理できるよう善処せられたいとの請願。

第二四一〇号 昭和三十三年三月十九日受理

恩給引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県彦根市中敷町六

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第二四〇九号 昭和三十三年三月十九日受理

暫定手当の本俸繰入れ促進等に関する請願(七通)

請願者 京都府亀岡市高田中学

校内 中川春秋外百二十四名

紹介議員 藤田藤太郎君

暫定手当制度の不合理は正については、数年来その矛盾と実情を訴え、陳情してきた結果、同一市町村内における格差の一段縮小等が行なわれ、着々前進の方向をたどっているが、さらに、昭和三十六年十二月十四日の人事院勧告が論議決定される今国会において、(一)「暫定手当制度は全面的に解消する」という方針を確立すること、(二)その方法については、底上げ方式

により三年計画で全格差をなくし、本俸に繰入れること、(三)それと並行して、同一府県内のアンバランスを是正を、従来実施された同一市町村のアンバランスは正と同じ方法で行なうこと、等の実現を期せられたいとの請願。

第二四五九号 昭和三十三年三月二十日受理

戦没者に対する栄典授与等の請願

請願者 山梨県中巨摩郡田富村

東花輪八八〇 田中喜政外三百七十二名

紹介議員 井川 伊平君

今次の戦争において、身をささげて勲功をたてた旧軍人軍属の戦没者に対し、従前の栄典制度により、(一)従前の例により叙位叙勲すること、(二)特別攻撃隊員であつた旧軍人の戦没者に対し、従前の例により金し勲章を授与し、その遺族に一時賜金を支給するよう法的措置をとること、(三)継続審議中の旧金し勲章年金受給者に関する特別措置法案のうちに、この趣旨をとり入れることができれば、そのように措置すること等の実現するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第二四八八号 昭和三十三年三月二十二日受理

戦没者に対する栄典授与等の請願

請願者 佐賀市楠公通り財団法人佐賀県遺族厚生連盟

会長 桜井義暢外十四名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二四八七号 昭和三十三年三月二十二日受理

恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区昭和町

中四ノ二八 城戸節

紹介議員 下村 定君

恩給、扶助料受給者の処遇改善のため、恩給、扶助料の給与ベースを国家公務員の現行給与ベースと均衡のとれた線まで引き上げること、昭和三十三年度において必ず実現せられるとともに、第三十八回国会において、恩給法の一部を改正する法律案が参議院通過の際行なわれた附帯決議のうち、政府は恩給及び各種年金受給者の処遇について適時所要の改善を実施し得るよう、すみやかに適切な措置を講ずべきであるとの趣旨を早急に法制化せられたいとの請願。